

議案第41号、大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号について、ご説明いたします。当議案は、会計年度任用職員の給与改定にかかるものでございます。

今回の給与改定につきましては、昨年8月8日に出されました人事院勧告及び10月17日に出されました滋賀県人事委員会の給与勧告に基づき改定するものであります。

2ページをお願いします。1の改正を必要とする条例については、記載のとおりです。

次に、2の改正の趣旨については、令和6年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、パートタイム会計年度任用職員の報酬における地域手当相当報酬に関する規定について所要の改正を行うものです。また、やまびこ総合支援センター等の通所施設において、療育を担う会計年度任用職員として、新たに児童指導員を配置することに伴う所要の改正を行うものであります。

3ページをお願いいたします。3の実施時期についてであります。が、地域手当相当報酬に関する規定の改正、児童指導員の新設に伴う改正、ともに令和7年4月1日に施行しようとするものであります。

4 ページをお願いいたします。4 の改正内容についてであります
が、地域手当相当報酬については、正規職員、フルタイム会計年度任用職員と同様の割合へ改定するため、現状の100分の10から100分の8へ改定を行います。なお、段階的に実施していくことから、令和7年度中は、地域手当相当報酬の率を100分の9といたします。児童指導員の新設に伴う改正につきましては、福祉職給料表

(1) の適用を受ける職種に児童指導員を追加します。また、現在、保育士に適用されている時差加算・月額2万円について、児童指導員にも同様に適用するよう規定を改めるものであります。

5 ページをお願いいたします。5 の影響額については、記載のとおり、地域手当、地域手当相当報酬額を10%から9%に減額した場合の影響額は、約6000万円の減額と試算しております。これは、人事院勧告等を反映した場合の令和6年度の影響額と、令和7年度の影響額を比較したときの差額であります。

個別の職員に係る具体例として、事務補助で1日7時間、週5日勤務の会計年度任用職員の初年度の給与について、地域手当等の改正前後の金額を記載しております。月額で1,658円の減額、期末勤勉手当を含む年額では、約2万7千円の減額となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。